



令和7年度

福島空港北海道冬季旅行商品造成促進事業

福島県空港交流課

福島県では旅行会社を対象に、冬季間における福島空港利用旅行商品の催行を支援します。

- ※ 申請期限は当該事業を実施する日の15日前までです。
- ※ 交付決定額が予算額に達した時点で事業を終了します。お早めに申請くださいますようお願いいたします。

冬季間に福島空港～北海道間(北海道～福島空港を含む)を旅行する場合、福島空港往復利用で1人当たり1万円(片道5千円)を助成します。

補助額及び補助対象等は以下のとおりです。

補助対象事業者	補助対象	補助額
福島空港を利用する旅行商品を催行する以下のいずれかの事業者。 1 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社 2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社 3 1又は2の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体	以下に定める条件をいずれも満たす旅行商品の催行。 1 福島空港に発着する国内定期路線又はチャーター便(プログラムチャーターを含む)を利用する、募集型旅行商品又は団体旅行による送客・誘客。 2 補助対象事業は、令和7年11月1日から令和8年3月5日までの期間内に、福島空港と北海道内の空港間を発着として催行される旅行商品とし、令和8年3月10日までに実績報告を完了すること。 3 当該旅行商品造成又は団体旅行が県の委託事業によるものでないこと、また福島空港利用促進協議会の補助を受けていないこと。	補助対象要件を満たす送客又は誘客の実績に応じて次の金額を補助する。 送客・誘客の実績(実人数)に1万円(片道利用の場合は5千円)を乗じた額。 なお、補助額は予算の範囲内で助成することとし、同一旅行会社等に対する年度内の補助上限額は30万円までとする。

【お問い合わせはこちらまで】

福島県観光交流局空港交流課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

TEL: 024-521-7127 FAX: 024-521-7913

Mail: fkskuko_hojo@pref.fukushima.lg.jp



福島県キャラクター
キビタン